

学校法人大妻学院役員及び評議員の報酬等支給基準

令和2年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大妻学院（以下「この法人」という。）寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長、常任理事、職員理事及び常勤監事をいう。
- (3) 職員理事とは、この法人の専任教職員のうち、理事に選任された者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号以外の理事及び監事をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この報酬等には、学校法人大妻学院教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 報酬
 - (2) 賞与
 - (3) 退職慰労金
 - (4) 日当
- 2 評議員に対しては、前項の報酬等を支給しない。ただし、日当については、別に定める「評議員及び学外の学識経験者への日当支給内規」により支給する。

(報酬月額)

第4条 役員に対する報酬月額は、別表1のとおりとする。

2 理事長又は常任理事がこの法人の教職員を兼務する場合は、本規程による理事長又は常任理事の報酬のみを支給する。

(賞与)

第5条 役員に対する賞与の額は、別表2のとおりとする。

2 賞与はこの法人の財政状態により、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て変更することがある。

(退職慰労金)

第6条 満1年以上在任した役員に対して、別表3のとおり、報酬月額に在任年数に応じた支給率を乗じて得た額を退職慰労金として支給する。

- 2 役員が死亡により退任した場合の退職慰労金は遺族に支給する。
- 3 退任の事由が次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する範囲内において退職慰労金に特別慰労金を加えて支給する。

- (1) 在任中死亡したときは、第1項の規定により算出した額の5割以内
 - (2) その他特別の事由の認められたときは、評議員会の意見を聴いて、理事会において決定する額
- 4 在任期間の算定は、就任の日から任期満了、辞任又は死亡の日を以て終るものとし、6か月と1日以上との端数はこれを引き上げて1年とする。
- (功労金の支給)
- 第7条 役員として在任中特に顕著な功績があったと認めるときは、退職時に功労金を支給する。
- 2 功労金の額は、その都度、評議員会の意見を聴いて、理事会においてこれを定める。
- (日当)
- 第8条 非常勤役員が、その職務を執行するために出勤した時並びに学内の各種委員及び各種調査委員を委嘱され、その職務により出勤した時は、以下のとおり日当を支給する。
- (1) 理事会等への出席 5,000円
 - (2) 前号以外で役員としての職務執行のために出勤した時 5,000円
 - (3) 文部科学省その他関係団体の研修等に参加した時 10,000円
 - (4) 学内の各種委員会への出席 10,000円
 - (5) 学内の各種調査委員会への出席及び調査 30,000円
- 2 役員の出勤状況は秘書室が管理し、日当その他費用の請求手続きは秘書室が行う。
- (報酬等の支給方法)
- 第9条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 報酬
当月1日から末日までの分を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときはその前日とする。
 - (2) 賞与
年2回6月及び12月に支給する。支給日は理事会において定める。
 - (3) 退職慰労金
任期満了、辞任又は死亡により退職した後20日以内に支給する。ただし、第6条第3項の特別慰労金及び第7条の功労金を支給する場合は、この限りではない。
 - (4) 日当
当該年度の最終の支給事由発生日以降、原則として1年分をまとめて支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。
- (費用)
- 第10条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表4のとおりとする。
- (報酬等の日割り計算)
- 第11条 新任役員の俸給は、発令の日から支給し、月の途中に就任した場合はその日から

日割りで算出した額を支給する。

- 2 役員が任期満了、辞任又は死亡により月の途中で退職した場合は、原則として当月分俸給の全額を支給する。ただし、任期満了又は辞任と同日に役員に再任（理事から監事への就任又は監事から理事への就任も含む。）され、報酬月額が変更になる場合には、再任日当日は再任後の報酬月額をもとに日割り計算した額を支給する。

（端数の処理）

第 12 条 報酬等の最終計算額に 100 円未満の端数が生じたときは、100 円に切り上げるものとする。

（公表）

第 13 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 100 条に定める報酬等の支給基準として公表する。

（補則）

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第 15 条 本規程の改廃については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、学校法人大妻学院役員等の報酬及び退職金規程（平成 3 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 理事会）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 20 日 理事会）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日 理事会）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

常勤役員の報酬月額（第 4 条関係）

役職名	報酬月額
理事長	1,141,000 円
常任理事	1,035,000 円
職員理事	45,000 円
常勤監事	500,000 円

非常勤役員の報酬月額（第 4 条関係）

役職名	報酬月額
非常勤理事	60,000 円
非常勤監事	100,000 円

別表 2

役員に対する賞与の額（第 5 条関係）

区分	賞与の額
6 月賞与	報酬月額の 2.5 月分
12 月賞与	報酬月額の 3.0 月分

別表 3

退職慰労金支給率（第 6 条関係）

在任年数	支給率	在任年数	支給率
1 年	1.0 月分	11 年	11.35 月分
2 年	2.0 月分	12 年	12.70 月分
3 年	3.0 月分	13 年	14.05 月分
4 年	4.0 月分	14 年	15.40 月分
5 年	5.0 月分	15 年	16.75 月分
6 年	6.0 月分	16 年	18.25 月分
7 年	7.0 月分	17 年	19.75 月分
8 年	8.0 月分	18 年	21.25 月分
9 年	9.0 月分	19 年	22.75 月分
10 年	10.0 月分	20 年以上	24.25 月分

別表 4

交通費及び宿泊料（第 10 条関係）

旅費等	限 度 額
交通費 (実費)	新幹線、特急電車（グリーン車相当） 国内国外航空券（プレミアムエコノミークラス相当） タクシー運賃（必要な場合）
宿泊料	実費
日 当	支給なし